

○北海道後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例

制 定 平成19年3月23日条例第15号
最近改正 令和3年2月9日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣された職員の給与)

第2条 市町村及び北海道（以下「市町村等」という。）から派遣された職員の給与（地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2及び第204条に規定する給料、報酬及び手当をいう。以下同じ。）については、当該職員を派遣した市町村等における一般職の職員の給与に関する規定の例による。ただし、派遣された職員の給与が、その者の担当する職務の内容及び責任の度合が同程度である他の職員との権衡上適当でないと広域連合長が認めるときは、当該職員を派遣した市町村等の長との協議により、その者の給与を別に定めることができるものとする。

2 前項の場合において、広域連合長は、必要に応じ、給与の支給に関する事務の取扱いに関し、別に定めることができるものとする。

(北海道職員の給与に関する条例の準用)

第3条 職員（前条第1項に規定する職員を除く。以下同じ。）に支給する給与は、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の例によるものとする。ただし、職員の給与が、その者の担当する職務の内容及び責任の度合が同程度である他の職員との権衡上適当でないと広域連合長が認めるときは、予算の範囲内でその者の給与を別に定めることができるものとする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員が通勤のために要した費用の弁償（以下単に「費用弁償」という。）については、北海道職員の給与に関する条例の例によるものとする。

3 前2項の場合において、広域連合長は、必要に応じ、給与の支給及び費用弁償に関する事務の取扱いに関し、別に定めることができるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成19年3月1日から適用する。

附 則（平30.2.23条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令2.2.25条例1）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、第3条の規定による改正前の北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第6号に規定する医療給付専門員であるもののうち、施行日において引き続き地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員となった者には、当分の間、北海道後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第15号）第3条の規定によりその例によることとされる北海道職員の給与にする条例（昭和27年北海道条例第75号）第22条の規定にかかわらず、施行日前において当該職員が受けていた報酬の額等を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定めるところにより、報酬を支給する。

附 則（令3.2.9条例3）

この条例は、公布の日から施行する。